幼稚園・認定こども園に在籍する児童の保護者の皆様へ

預かり保育の利用料が無償化されます

令和元年１０月の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性のあるお子さんに限り、幼稚園や認定こども園で教育時間の後に引き続いて行う預かり保育の利用料も無償化の対象になります。

１．どんな人が対象になるの？

幼稚園・認定こども園に在籍し、施設等利用給付認定（新２号認定、新３号認定）を受けた人が対象となります。

お子さんの年齢・所得要件	保育の必要性	認定区分	月額上限額
３歳～５歳 （所得要件なし）	あり	新２号認定	１１，３００円
満３歳（※１） （市町村民税非課税世帯）	あり	新３号認定	１６，３００円

※１　満３歳とは、３歳の誕生日以後、最初の３月３１日までの子どもを言います。

２．利用料が全額無償になるの？

預かり保育の利用については全額が無償となるわけではなく、実際に支払った利用料や基準額、上限額を元に、ご家庭ごとに給付額を計算していただく必要があります。新２号認定を受けたお子さんは月額 11,300 円、新３号認定を受けたお子さんは月額 16,300 円を上限として、次の（ア）（イ）のうち、低い方の額が給付額となります。

（ア）月ごとの利用実額（在籍園に実際に支払った利用料から、おやつ代等実費を除いた金額）
（イ）月ごとの基準額（１日あたり対象額４５０円×預かり保育を利用した日数）

《算定例》

	算定例１ 月極 4,200 円の預かり保育を 10 日間利用した場合	算定例２ 月極 13,000 円の預かり保育を 14 日間利用した場合
（ア）月ごとの利用実額	4,200 円	13,000 円
（イ）月ごとの基準額	450 円×10 日＝4,500 円	450 円×14 日＝6,300 円
無償化給付額	4,200 円 （実額 4,200 円＜基準額 4,500 円）	6,300 円 （実額 13,000 円＞基準額 6,300 円）
保護者の実費負担額	0 円（給付額が上限額以下となるため）	6,700 円（利用実額 13,000 円－給付額 6,300 円）

３．認可外保育施設や病児保育も利用していたらどうなるの？

預かり保育を利用しておられる施設が、次の「認可外保育施設等の利用料が無償となる場合」のいずれかに該当する場合、**認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター**の利用料も無償化の対象となります。

【認可外保育施設等の利用料が無償となる場合】
- 在籍園が、預かり保育を実施していない
- 在籍園が実施する、平日の預かり保育と教育時間の合計提供時間が８時間未満
- 在籍園の開所日数が、年間２００日未満

なお、大東市内の幼稚園（公立・私立とも）、認定こども園はすべて上記の条件に該当しないため、認可外保育施設等を併用された場合でも、認可外保育施設等の利用料は無償とはなりません。

大東市外の幼稚園・認定こども園に在籍されている場合は、直接在籍園にご確認ください。

４．認可外保育施設の利用料はいくらまで無償になるの？

認可外保育施設等の無償化給付額は、預かり保育の無償化の上限額（11,300 円又は 16,300 円）から、預かり保育の無償化給付額を差し引いた額と、サービスの利用額のうち、低い方の額となります。

《算定例》１回 400 円の預かり保育を 15 日間、１日 3,000 円の認可外保育施設を５日間利用した場合

預かり保育の利用実額	6,000 円（400 円×15 日）
預かり保育の基準額	6,750 円（450 円×15 日）
預かり保育の無償化給付額	6,000 円（6,000 円＜6,750 円）
認可外保育施設の無償化給付限度額	5,300 円（無償化上限額 11,300 円－預かり保育の無償化対象額 6,000 円）
認可外保育施設の利用実額	15,000 円（3,000 円×5 日）
認可外保育施設の無償化給付額	5,300 円(限度額 5,300 円＜実額 15,000 円)
無償化給付額の合計額	11,300 円（6,000 円＋5,300 円）
保護者の実費負担額	預かり保育の実費負担額 0 円 認可外保育の実費負担額 9,700 円 ➡合計 9,700 円 無償化上限額を超える分は実費負担となります。

５．手続きはどうすればいいの？

預かり保育や認可外保育施設等の無償化については、四半期（３か月）ごとの償還払いとなります。
利用の際にはいったん利用料を在籍園へお支払いいただき、後日市から償還金をお支払いします。

～サービス利用から償還金お支払いまでの流れ～

預かり保育の利用料を在籍園に支払います。

↓

在籍園が発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る支払い証明書兼提供証明書（※２）」を受け取り、保管してください。

↓

認可外保育施設等が無償化の対象となる施設に在籍される方が、認可外保育施設等を利用した場合は、利用した施設に利用料を支払い、「特定子ども・子育て支援の提供に係る支払い証明書兼提供証明書」を受け取ってください。

↓

「施設等利用費請求書（償還払い用）」をご記入の上、３か月分の「特定子ども・子育て支援の提供に係る支払い証明書兼提供証明書」を添付して、**在籍園に期限までに提出してください。**また、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となる方が「支払い証明書兼提供証明書」を受け取られた場合は、合わせて添付してください。

↓

在籍園を通じて書類を取りまとめて大東市に書類が提出されます。その後、市で給付額を決定し、請求書に指定された口座に償還金が振り込まれます。

※２　「特定子ども・子育て支援の提供に係る支払い証明書兼提供証明書」は、施設の所在地の市町村によって様式や名称が異なります。

在籍園等が発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る支払い証明書兼提供証明書」は、請求の際に必要です。
請求は３か月ごとですので、なくさないように保管しておいてください。

６．請求書の様式・添付書類

ご請求の際に、園に提出していただく書類は次のとおりです。

①施設等利用費請求書（償還払い用）（**３か月分をまとめて記入してください**）
②特定子ども・子育て支援の提供に係る支払い証明書兼提供証明書（在籍園等が発行したものを添付してください）
③委任状（認定保護者と振込口座の**名義が異なる場合のみ**必要）

①③は、大東市役所子ども室窓口で配布している他、大東市ホームページからダウンロードすることができます。記載例も合わせて掲載しておりますので、参考にしてください。

７．請求書の提出期限・給付時期

預かり保育等の無償化に係る償還払いのご請求は、年に４回の提出期限を設けておりますので、期日までに在籍園へ請求書等をご提出ください。

利用月	提出期限	給付日（口座振込）
４月～６月	７月中旬	８月末頃
７月～９月	１０月中旬	１１月末頃
１０月～１２月	１月中旬	２月末頃
１月～３月	４月初旬※	５月末頃

※　１月～３月利用分の提出期限については、市役所の年度の切り替え時期の為、通常月よりも早めの設定となります。

８．施設等利用費の請求書の時効について

無償化を受ける権利の時効は、施設等を利用した月の翌月１日から２年です。
なお、時効を迎える日が土曜、日曜、祝日の場合は、その翌開庁日が期限となります。

卒園やお引越し等により、園に在籍されなくなった場合は、提出期限までに市役所の下記窓口まで直接提出してください。
園への提出期限を過ぎてしまった場合も同様です。なお、期限を過ぎて提出されますと、振込時期が大幅に遅れる場合がありますので、ご注意ください。

請求書等の提出・問い合わせ先
大東市福祉・子ども部こども家庭室子ども政策グループ（市役所西別館１階）
電話：０７２－８７０－９６６２（直通）